令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

既配分額 国のR5補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	0	国のR5補正予算分(推奨事業メニュー分) 交付限度額①（令和5年度未省繰越分）	0
既配分額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	0	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和5年度未省繰越分）	0
既配分額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	0	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和6年4月通知分）	0
既配分額 国のR5予備費分(定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	-	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和6年7月分通知分）	0
既配分額 国のR5予備費分(定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	-	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和6年7月分以降通知分）	31,290
既配分額 国のR6補正分(定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑥	-	国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 給付費　交付限度額②（令和6年●月通知分）	
既配分額 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑦	-	小計　交付限度額②	31,290
※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR5補正予算で措置します。 （ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみR5予備費で措置）		国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和5年度未省繰越分）	-
		国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和6年4月通知分）	-
		国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和6年7月分通知分）	-
		国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和6年7月分以降通知分）	1,118
		国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額③（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額 国のR5補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	-	小計　交付限度額③	1,118
今回配分予定額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	31,290	国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 給付費　交付限度額④（令和6年7月分通知分）	-
今回配分予定額 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	1,118	国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	-	国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	-	国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
今回配分予定額 ※ 国のR6補正分(給付金・定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑥	-	小計　交付限度額④	-
今回配分予定額 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑦	-	国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和6年7月分通知分）	-
※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額をR6補正予算で措置します。 （ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみR5予備費で措置）		国のR6補正分(給付金・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑥（令和6年7月分以降通知分）	-
		国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
		国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
		国のR5予備費分(給付・定額減税一体支援枠分) 事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
		小計　交付限度額⑤	-
配分予定額計 国のR5補正予算分(推奨事業メニュー)　交付限度額①	-	国のR5予備費分(給付支援サービス分) 交付限度額⑦（令和5年4月～6月通知分）	-
配分予定額計 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　給付費　交付限度額②	31,290	国のR5予備費分(給付支援サービス分) 交付限度額⑦（令和5年●月通知分）	
配分予定額計 国のR5補正予算分(低所得世帯支援枠分)　事務費　交付限度額③	1,118	小計　交付限度額⑦	-
配分予定額計 国のR5予備費分(定額減税一体支援枠分)　給付費　交付限度額④	-		
配分予定額計 国のR5予備費分(定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑤	-		
配分予定額計 ※ 国のR6補正分(定額減税一体支援枠分)　事務費　交付限度額⑥	-		
配分予定額計 国のR5予備費分(給付支援サービス分)　交付限度額⑦	-		
配分予定額計	32,408		
移替先	総務省	交付限度額計	32,408

	Ｎｏ	国の令和年度	枠	地方創生事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活困難に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の R5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B 3 国の R5予備費・R6補正（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B 4 国の R5予備費（交付限度額⑦）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報誌など）	備考） （重点支援地方交付金の活用を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
											合計	1,987,737	1,987,737	－	71,890	8,478	1,808,620	98,749	－	－													
令和5年度住民税均等割非課税世帯(7万円)（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応低所得世帯重点支援給付金給付事業	1．物価高から国民生活を守る	○	－		80,368	80,368	－	71,890	8,478				－	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 13441世帯×70千円　のうちR6計画分 事務費481千円 事務費の内訳 （役務費(郵送料等) 業務委託料 として支出） ④R5年度分の住民税非課税世帯 （13441世帯）	－	○	－	R6.2	R6.6	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホーム.ページ, 広報誌	対象分野に関連しない			R5補正(地)
一体給付（給付金・定額減税一体支援）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応低所得・子育て世帯重点支援給付金給付事業, 物価高騰対応重点支援給付金給付事業, 定額減税補足給付金（調整給付）給付事業	1．物価高から国民生活を守る	○	－		1,907,369	1,907,369	－			1,808,620	98,749		－	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度住民税非課税世帯 3600世帯×100千円, 令和6年度住民税非課税化世帯 2500世帯×100千円, 令和6年度住民税非課税化世帯 800世帯×100千円, 子ども加算 2750人×50千円, 定額減税を補足する給付の対象者 40800人（1221120千円）　のうちR6計画分 事務費 481481千円 事務費の内訳 （役務費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費 として支出） ④R5年度分の給付対象世帯数(6900世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(40800人)	－	○	－	R6.3	R7.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホーム.ページ, 広報誌	対象分野に関連しない			R5補正(地)
（デジタル庁）給付支援サービス	3											－	－																					
住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4											－	－																					
一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											－	－																					
事務費（上乗せ・横出し）	6											－	－																					

※事務連絡参照

基礎自治体の対象範囲